

# 別府市耐震改修促進計画

令和5年3月(改訂版)

別府市建設部都市計画課

第1章 総 則	1 -
1-1 目 的	1 -
1-2 位置付け	3 -
1-3 計画期間	3 -
1-4 計画の検証	3 -
第2章 地震被害及び耐震化の現状と目標	4 -
2-1 大分県の地震について	4 -
2-2 地震の種類について	4 -
(1)海溝型地震	7 -
(2)活断層型地震	8 -
2-3 耐震化の現状及び目標	7 -
(1)国内の耐震化率	7 -
(2)大分県内の耐震化率	8 -
(3)別府市の現状とこれまでの取り組み	8 -
(4)住宅の耐震化率	10 -
(5)耐震改修促進法における規制対象一覧	11 -
(6)多数の者が利用する建築物の耐震化の現状	13 -
(7)耐震化の目標	14 -
第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	15 -
3-1 基本方針と役割	15 -
(1)別府市の役割	15 -
(2)建築物所有者(管理者)の役割	15 -
(3)民間建築物に対する支援策の方針	15 -
(4)耐震改修促進のための環境整備の方針	15 -
(5)関係機関との連携の方針	15 -
(6)重点的に耐震化すべき建築物の考え方	16 -
(7)地震発生時に通行を確保すべき道路沿いにある建築物の耐震化	16 -
3-2 支援策	17 -
3-3 相談や情報提供について	18 -
(1)相談体制及び情報提供	18 -
(2)専門技術者の紹介体制の整備	18 -
3-4 建築物に係る被害等の減災対策	18 -
(1)ブロック塀の安全対策の推進	18 -
(2)落下事故防止対策の推進	19 -
(3)エレベータの地震対策の推進	20 -
(4)建築設備(昇降機以外)の転倒防止及び機能強化に係る啓発	20 -

(5)宅地の安全性を確保するための支援	- 20 -
(6)住宅屋根の強風対策の普及・啓発	- 20 -
(7)家具等の転倒防止及び生存空間の確保に係る啓発	- 20 -
第4章 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等	- 21 -
4-1 指導・助言の方法	- 21 -
4-2 指示の方法	- 21 -
4-3 公表の方法	- 21 -
4-4 報告・検査等の方法	- 21 -
4-5 勧告又は命令の方法(建築基準法)	- 21 -
参考資料	- 22 -
①建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)(抜粋)	- 22 -
②建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)(抜粋)	- 29 -

## 第1章 総 則

### 1-1 目 的

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約9割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。



神戸市中央区の建築物(写真提供:神戸市)

また、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城県内陸地震、平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的でしたが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生しました。さらに、平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震においてはコンクリートブロック塀などに被害が発生しました。このように我が国において大地震は、いつ発生してもおかしくない状況にあります。

さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。



釜石市中心部(写真提供:毎日jpホームページ)  
(2011年3月11日午後3時21分、沢田幸三さん撮影)



新潟県中越地震(小千谷市)  
(写真提供:新潟県ホームページ)

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針(平成17年9月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされており、また、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月中央防災会議決定)においては、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

大分県においても、有史以来たびたび地震や津波によって大きな被害を受けています。東南海・南海地震については、発生の切迫性が指摘され、また活断層による内陸型の地震も予想されています。

別府市を含む大分県中部地域における過去の主な被害地震の概要は、以下のとおりです。

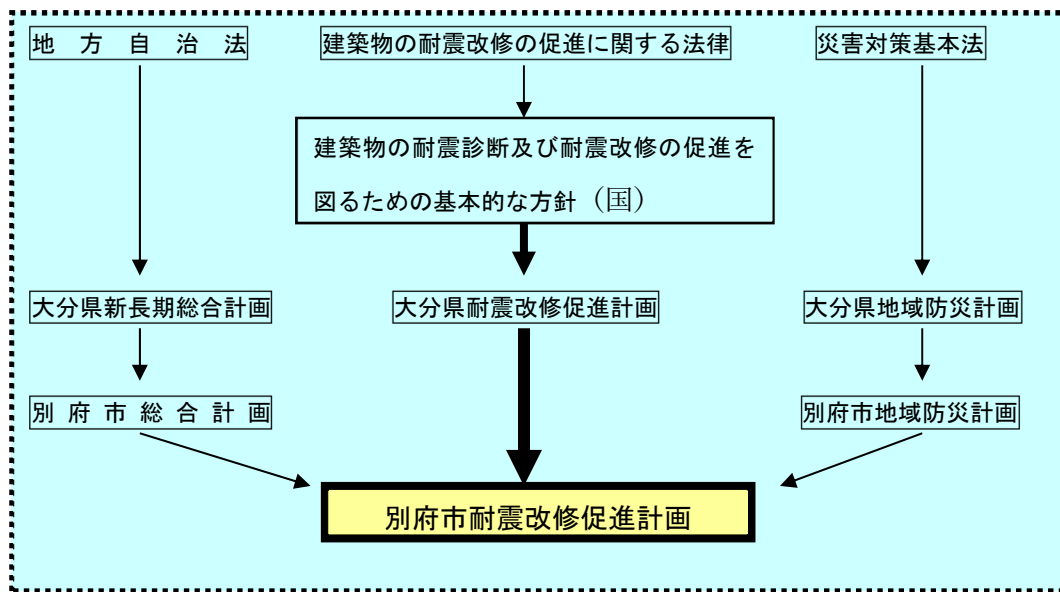
昭和50年4月	大分県中部地震
昭和58年8月	震源地大分県北部
昭和59年8月	震源地日向灘北部
昭和62年3月	震源地日向灘中部
平成19年6月	震源地大分県中部
平成26年3月	震源地伊予灘
平成27年7月	震源地大分県南部
平成28年4月	熊本地震

このような状況を踏まえ、市内の建築物の耐震化を一層促進するため、別府市耐震改修促進計画(以下「本計画」とする。)の見直しを行います。

## 1-2 位置付け

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「法」という。)第6条第1項及び大分県計画に基づき策定しています。また、別府市総合計画及び別府市地域防災計画とも整合を図るものとします。

### 本計画の位置づけと役割



## 1-3 計画期間

本計画(変更)の期間は、令和4年4月1日から、令和8年3月31日までとします。

## 1-4 計画の検証

本計画は、計画期間の最終年度に検証するものとし、必要に応じて見直しを行います。

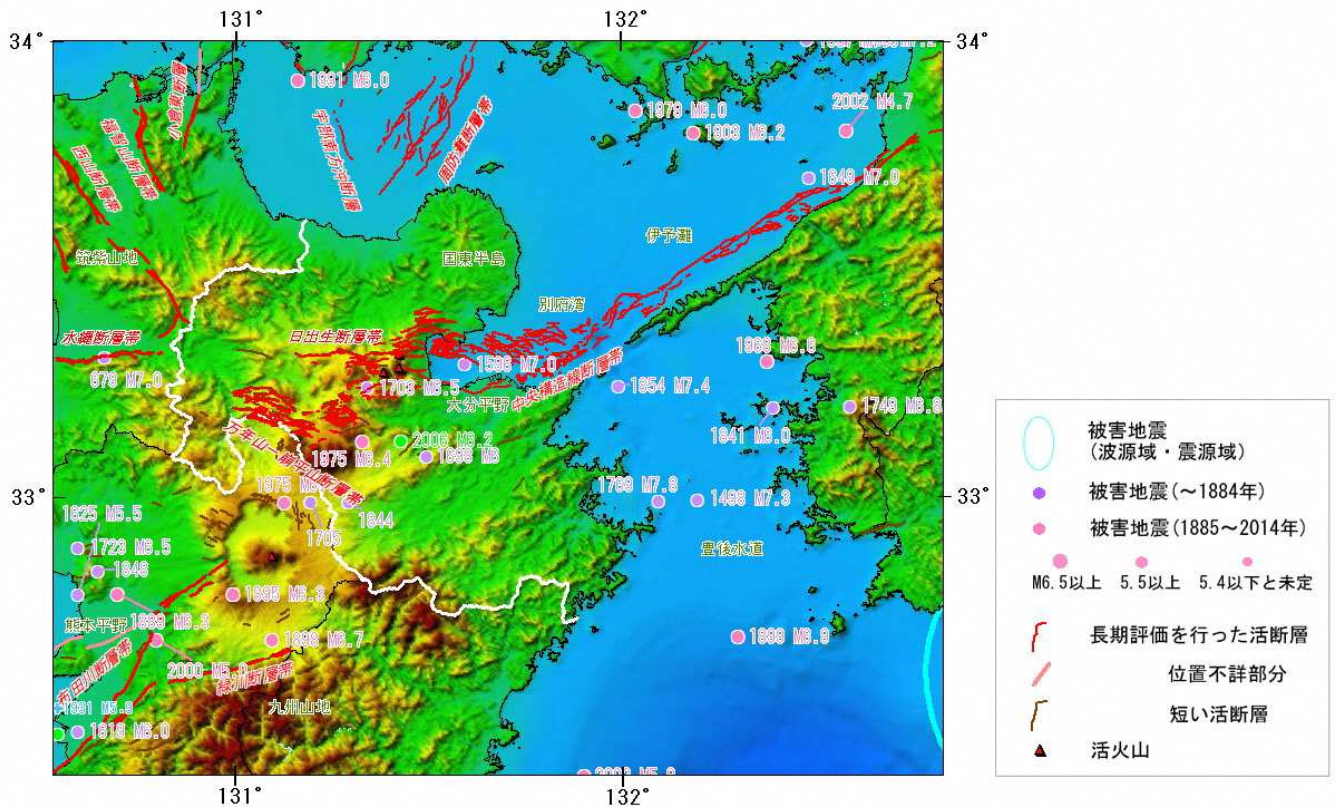
## 第2章 地震被害及び耐震化の現状と目標

### 2-1 大分県の地震について

大分県では、有史以来たびたび地震によって大きな被害を受けています。特に、大きな被害を及ぼした地震の震源は、伊予灘、別府湾、豊後水道、日向灘、南海道沖及び県内の臼杵－八代構造線と、中央構造線及び別府－島原地溝帯の活断層が分布する領域であります。近年では、平成28年に熊本地方を震源とする熊本地震が発生し、県内では別府市や由布市において家屋損傷等の大きな被害を及ぼしています。

### 2-2 地震の種類について

災害の原因となった地震には、南海トラフや日向灘を震源としたもの(海溝型地震)、県の内陸部や別府湾地域の断層が活動して発生したもの(活断層型地震)及びこれらの地震以外の地震があります。



(大分県 ホームページより)

## (1)海溝型地震

### ①南海トラフを震源とする地震(南海地震、東南海地震)

陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込むことに伴い、これら2つのプレートの境界面が破壊することによって発生する地震です。過去の地震の規模としては、南海地震でM8.0～M8.4、東南海地震でM7.9～M8.6、2つの地震が同時に発生した場合は、M7.9～M8.6であったとされています。今後30年以内の南海トラフを領域としてM8～M9 規模の地震発生確率は、70%程度とされています。

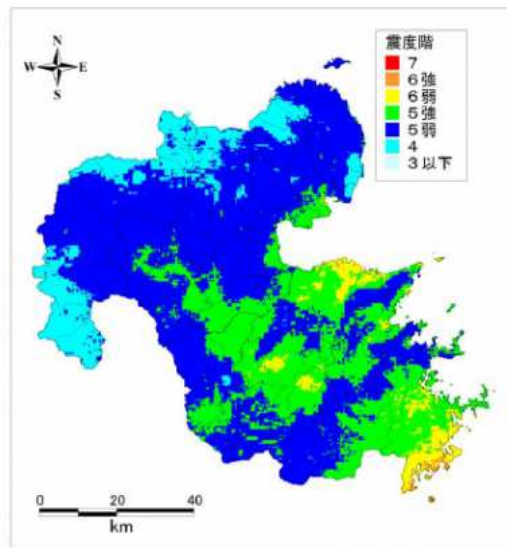


図 4-33 南海トラフ（陸側）による震度分布

大分県地震津波被害想定調査報告書

(大分県 ホームページより)

### ②日向灘を震源とする地震

M7.6 前後の規模の地震が約200年に1回の頻度で発生しており、同様の地震が今後30年以内に発生する確率は10%程度とされています。

また、M7.1 前後の規模の地震が約20年～27年に1回の頻度で発生しており、同様の地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%程度とされています。

#### ① 安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震

沈み込みフィリピン海プレートの内部が破壊することにより発生する地震です。M6.7～M7.4 の規模の地震が過去約400年間に6回(およそ67年に1回)の頻度で発生しており、同様の地震が今後30年以内に発生する確率は40%程度とされています。



## (2)活断層型地震

### ①中央構造線断層帯

最新の活動時期は17世紀頃とされており、平均活動間隔は約1千6百—1千7百万と推定されています。活動時の規模はM7.8程度と推定されており、今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%となっています。

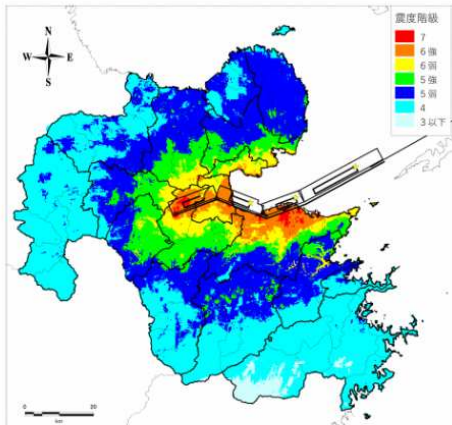


図 4-24 中央構造線断層帯による地震発生時における震度分布

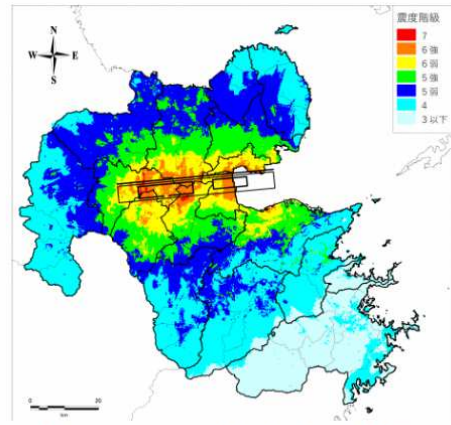


図 4-27 日出生断層帯による地震発生時における震度分布

大分県地震津波被害想定調査報告書（大分県 ホームページより）

### ②日出生断層帯

最新の活動時期は約7千3百年前以後、6世紀とされており平均活動間隔は約2万—2万7千年と推定されています。活動時の規模はM7.5程度と推定されており、今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%となっています。

### ③万年山—崩平山断層帯

最新の活動時期は13世紀以降とされており平均活動間隔は約2千1百—3千7百年と推定されています。活動時の規模はM7.3程度と推定されており、今後30年以内の地震発生確率は、0.003%以下となっています。

### ④周防灘断層帯(主部)

全体が一つの区画で活動すると推定されています。

活動した場合でM7.6程度の地震が発生する可能性があるとされています。30年以内の地震発生確率は、約2%～4%と見込まれており、活断層の中でも地震発生のリスクが高い断層です。

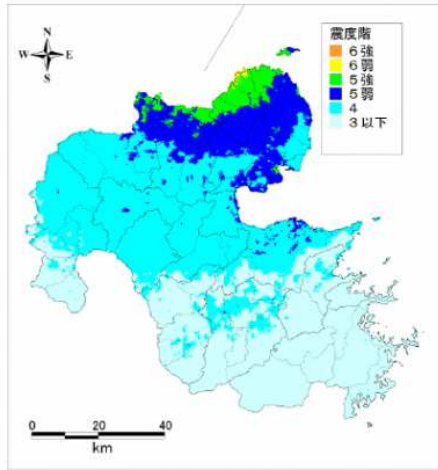


図 4-36 周防灘断層群主部による震度分布

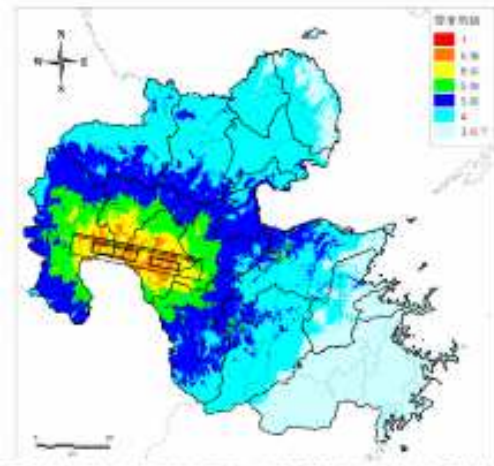


図 4-30 万年山-高平山断層帯による地震発生時における震度分布

大分県地震津波被害想定調査報告書（大分県 ホームページより）

## 2-3 耐震化の現状及び目標

### 建築物の耐震改修の促進に関する法律【抜粋】

**第十四条** 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない

### (1)国内の耐震化率

国土交通省は、平成30年度の耐震化率の推計値を次のように発表しました。

多数の者が利用する建築物の総棟数約42万棟のうち、耐震性ありとされた建築物は、新耐震基準建築物(昭和57年以降)では約23万棟、旧耐震基準建築物(昭和56年以前)では約14万棟であり、耐震化率は約89%と示されています。

#### 多数の者が利用する建築物の耐震化の進捗状況(平成30年の推計値)

総棟数		約42万棟
耐震性あり	昭和57年以降	約23万棟
	昭和56年以前	約14万棟
耐震性不足	昭和56年以前	約5万棟
耐震化率		約89%

(国土交通省 ホームページより)

## (2)大分県内の耐震化率

大分県及び各市町村の所有する多数の者が利用する建築物は約 5,866 棟あり、耐震化率は平成 27年度末において88%となっています。

このうち、大分県の所有する多数の者が利用する建築物は約 585 棟で、耐震化率は100%となっています。

県内で民間が所有する多数の者が利用する建築物は、約 4,059 棟あり、耐震性が確保されている建築物は約 3,434 棟で、耐震化率は平成 27 年度末において 85%と推計されています。

## (3)別府市の現状とこれまでの取り組み

別府市の耐震化の現状は、平成30年度末時点で住宅の耐震化率が80%、令和2年度末時点で多数の者が利用する建築物については82%と、令和2年度の目標を下回る耐震化率となっています。

これまでの取組みとして、多数の者が利用する建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断及び耐震改修については、平成26年度に補助事業を創設し、平成28年12月26日付けで対象施設の耐震診断の結果を公表しています。

民間木造住宅の耐震化については、平成30年度より耐震診断の費用補助の拡大を行い、耐震診断の促進と耐震改修に繋がるような施策を行っています。また、年次毎にアクションプログラムの作成を行い、目標を掲げた中で耐震化の促進のための取り組みを続けています。

広報や啓発活動については、市報やホームページへの掲載を行うと共に、CATVなどのメディアの利用や個別訪問を積極的に行うなど、毎年度工夫しながら行っています。

## 住宅耐震診断・耐震改修補助事業 実績状況

実施年度	耐震診断 (戸)	耐震改修 (戸)	部分改修 (戸)
平成19年度	5		
平成20年度	15	6	
平成21年度	10	3	
平成22年度	5	2	
平成23年度	9	12	
平成24年度	12	10	
平成25年度	15	7	
平成26年度	19	10	
平成27年度	11	12	
平成28年度	81	42	
平成29年度	11	24	
平成30年度	38	3	0
令和元年度	13	5	0
令和2年度	14	4	0
令和3年度	14	9	0
合計(戸)	272	149	0

令和4年3月末現在(都市計画課)

## (4)住宅の耐震化率

5年ごとに行われている総務省住宅・土地統計調査の平成26年及び平成30年の結果から、以下の表のとおり耐震化率を算出しています。平成30年度末での別府市の住宅耐震化率は、80%となっています。

平成30年度末の住宅耐震化率(単位:戸)

	内 容	住 宅	
木 造	合計戸数	25,460	
	適合戸数	16,748	
	新基準戸数	15,560	
	旧 基 準	戸数	9,900
		新基準適合率	12%
		新基準適合戸数	1,188
	耐震化率	66%	
非 木 造	合計戸数	24,730	
	適合戸数	23,239	
	新基準戸数	18,520	
	旧 基 準	戸数	6,210
		新基準適合率	76%
		新基準適合戸数	4,719
	耐震化率	94%	
合 計	合計戸数	50,190	
	適合戸数	39,987	
	新基準戸数	34,080	
	旧 基 準	戸数	16,110
		新基準適合率	37%
		新基準適合戸数	5,907
	耐震化率	80%	

※数値は、総務省住宅統計値による。

※新基準適合率は、都道府県によるアンケート調査(H14.3)による。

## (5)耐震改修促進法における規制対象一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (法第 14 条)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (法第 15 条)	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件 (附則第 3 条)
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積含む)	階数2以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積含む)	階数2以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積含む)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
集会場、公会堂		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
展示場		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
卸売市場		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ホテル、旅館		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
事務所		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上

別府市耐震改修促進計画

幼稚園、保育園	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 750 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は処理する全ての建築物	500 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

(6)多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

用途	建築物数 ①	昭和56年5月以前の建築物②(③+④)							建築物数 S56.5月以前耐震性 有(推定) ⑨ (⑤+⑦+ ③×県の 耐震性)	昭和56年 6月以降 の建築物 ⑩	耐震性有 建築物 (推定) ⑪ (⑨+⑩)	耐震化率 (平成31 年度末) (%) (推定) ⑫ (⑪/①)
		耐震診 断未実 施 ③	耐震診 断実施 ④(⑤+ ⑥)	耐震性 有 ⑤	耐震性 無 ⑥(⑦ +⑧)	改修 ⑦	未改修 ⑧					
学校	84	51	8	43	0	43	43	0	45	33	78	93
国県	1	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1	100
市有	47	38	0	38	0	38	38	0	38	9	47	100
民間	36	12	8	4	0	4	4	0	6	24	30	83
病院・診療所	76	27	15	12	1	11	6	5	12	49	61	80
国県	6	5	1	4	0	4	3	1	3	1	4	72
市有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
民間	70	22	14	8	1	7	3	4	9	48	57	81
社会福祉施設	65	14	13	1	0	1	0	1	5	51	56	85
国県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	100
市有	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	35
民間	63	13	12	1	0	1	0	1	4	50	54	86
ホテル・旅館	118	64	52	12	0	12	6	6	21	54	75	64
国県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
市有	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	29
民間	117	63	51	12	0	12	6	6	21	54	75	64
店舗・百貨店	20	6	6	0	0	0	0	0	2	14	16	81
国県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
市有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
民間	20	6	6	0	0	0	0	0	2	14	16	81
賃貸共同住宅	441	212	152	60	58	2	0	2	152	229	381	86
国県	9	6	6	0	0	0	0	0	4	3	7	75
市有	75	60	0	60	58	2	0	2	58	15	73	97
民間	357	146	146	0	0	0	0	0	91	211	302	84
危険物の貯蔵庫	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	100
国県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
市有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
民間	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	100
その他	80	33	30	3	0	3	3	0	13	47	60	75
国県	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	32
市有	13	6	3	3	0	3	3	0	4	7	11	84
民間	66	26	26	0	0	0	0	0	8	40	48	73
合計	888	407	276	131	59	72	58	14	249	481	730	82
国県	18	13	8	5	0	5	4	1	8	5	13	74
市有	137	106	5	101	58	43	41	2	101	31	132	96
民間	733	288	263	25	1	24	13	11	140	445	585	80

※耐震性有率については大分県の数値を採用し推定した。

※市の所有する賃貸共同住宅における壁式構造は耐震診断は行っていないが、耐震性有として計上した。

昭和56年5月以前の  
建築物の耐震性有率の推定

用途	県の耐震性有率
学校	23%
病院・診療所	33%
社会福祉施設	35%
ホテル・旅館等	29%
店舗・百貨店	36%
賃貸共同住宅	62%
その他	32%



## (7)耐震化の目標

避難施設となる公共建築物及び救急医療を担う医療施設については、地震直後その建築物が有効に機能する必要があるため、関係部署との連携と協議を進め、重点的に耐震改修の促進を図ります。

法附則第3条に定められた要緊急安全確認大規模建築物については、耐震改修工事の促進を図るため、必要な施策を講じ、所有者との協議に努めます。

令和2年度時点での耐震化率の目標に対し、実績が低いことから、所有者への積極的な情報発信等を行うことで、耐震化の促進を一層図ることとし、建築物の耐震化の目標を下表のとおりとします。

### 建築物の耐震化の達成状況と目標

建築物	令和2年度		令和7年度
	目標	実績	目標
住宅	82%	80%(平成30年度実績)	92%
多数の者が利用する建築物	94%	82%(令和 2年度実績)	97%

## 第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 3-1 基本方針と役割

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、また、地域の問題として取り組むことが不可欠です。別府市は、所有者等の取り組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築など必要な施策の展開を図り、耐震化の促進に取り組んでいきます。

#### (1)別府市の役割

別府市は、本計画の推進を図るとともに、建築物所有者(管理者)に対する啓発・誘導や相談窓口を担います。また、計画見直しの時期には、検証を行うように努めます。

#### (2)建築物所有者(管理者)の役割

旧耐震基準で造られた住宅及び耐震不明建築物の所有者(管理者)は、建築物の耐震性を確認するために耐震診断を実施し、その結果により耐震改修工事等に努めます。特に、避難や医療に供される耐震不明建築物、要緊急安全確認大規模建築物の所有者(管理者)は、積極的に耐震化に努めます。

#### (3)民間建築物に対する支援策の方針

民間の住宅及び耐震不明建築物の所有者が実施する耐震診断及び耐震改修に対して、国や県の補助を活用することで、補助制度によりその支援に努めます。

#### (4)耐震改修促進のための環境整備の方針

耐震診断・改修に関する情報を収集するとともに、相談窓口を設け、情報提供を行います。また、大分県とも協力し周知啓発に努めます。

#### (5)関係機関との連携の方針

大分県や大分県建築物総合防災推進協議会及び防災担当部局等と連携し、耐震診断及び耐震改修の促進を図っていきます。

### (6)重点的に耐震化すべき建築物の考え方

不特定多数の者が利用する建築物としては、耐震診断の報告が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物を、住宅としては昭和 56 年 5 月31日以前に着工された旧耐震基準の木造住宅を重点的に耐震化すべき建築物とします。

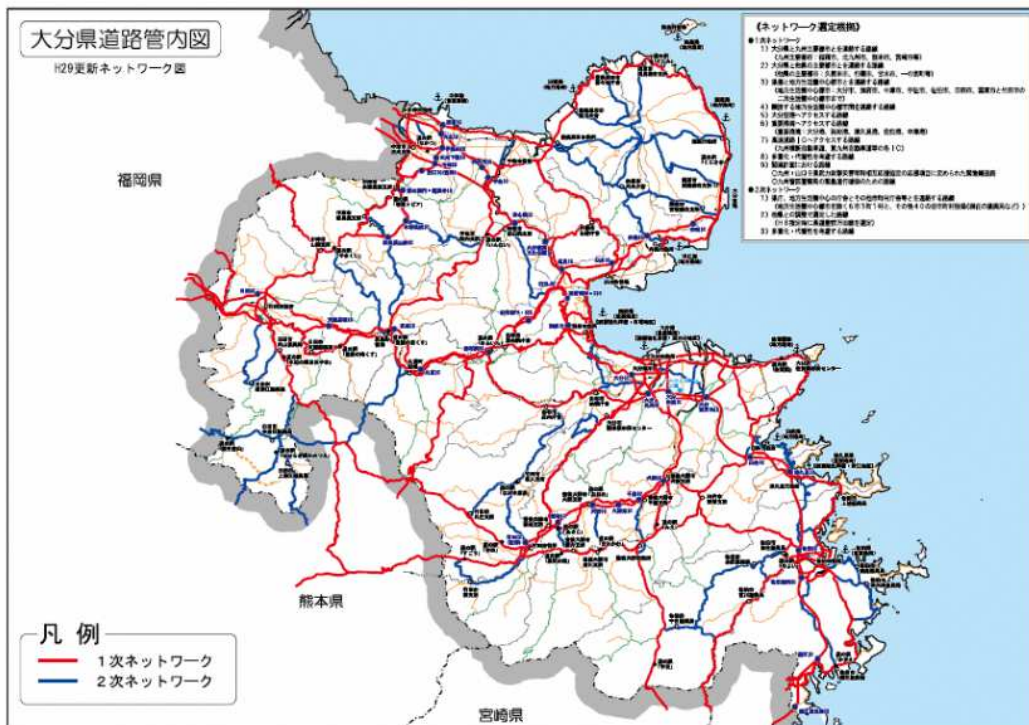
### (7)地震発生時に通行を確保すべき道路沿いにある建築物の耐震化

災害時における交通手段の確保は、救助・救急・医療活動の迅速化、被害の拡大防止、緊急物資の供給等の応急対策に関わる重要な課題です。

地震直後の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するためには、道路の耐震性を確保するとともに、沿道建築物の倒壊等による通行障害を抑制することが重要となります。

このことから県は、法第 5 条第 3 項第 3 号に規定に元づく道路(建築物が地震によって倒壊した場合に、市町村の区域を超える円滑な非難を困難とすることを防止するために、その沿道の建築物の耐震化の促進を図るべき道路)を、県が定める「緊急輸送道路」としています。

この「緊急輸送道路」沿いの旧耐震基準の建築物の所有者に対して、必要に応じて情報提供や指導、助言等を行います。



大分県緊急輸送道路ネットワーク図

### 3-2 支援策

別府市においては、現在、以下の補助金制度を創設しており、建築物の所有者・管理者  
 に対する支援を行っています。

#### ① 木造住宅耐震診断の補助

補助対象となる住宅 : 昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造住宅

番号	補助メニュー	補助限度額
1	平屋建ての住宅で床面積が100㎡未満（形状が四角形のもの）	上限7.5万
2	床面積が100㎡未満で番号1以外のもの	上限9.0万
3	床面積が100㎡以上で、建築当時の図面があるもの	上限9.5万
4	床面積が100㎡以上で、建築当時の図面が無いもの	上限11.0万

#### ② 木造住宅耐震改修の補助

補助対象となる住宅 : 昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造住宅

改修工事の要件 : 耐震改修工事を行うことで評点が1.0以上になるもの

番号	補助メニュー	補助率	補助限度額
1	耐震改修工事(番号2以外のもの)	2/3	上限80万
2	床面積が180㎡以上のもの	2/3	上限100万
	昭和34年12月31日までに建築されたもの		
	精密診断で各階の上部構造評点が0.4未満のもの		
	所有者等が65歳以上で居住しているもの		

#### ③ 部分耐震改修工事

補助対象となる住宅 : 昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造住宅

改修工事の要件 : 耐震診断の結果、1階の評点が0.7未満のもの

改修工事の条件 : 1階の一室に強固な室(4.0㎡以上)を設けること。

番号	補助メニュー	補助率	補助限度額
1	1室(4.0㎡以上)の耐震改修工事 ※木造耐震改修工法技術評価委員会の認定を受けたもの	2/3	上限30万

### 3-3 相談や情報提供について

#### (1)相談体制及び情報提供

市内の建築物の所有者・管理者からの、耐震診断や耐震改修に関する問い合わせに  
応じるとともに、以下のような情報提供を行います。

- ・耐震診断及び耐震改修の必要性についての説明、周知
- ・耐震診断の概要の説明
- ・耐震診断及び耐震改修の補助制度、融資制度、税制等に関する情報提供
- ・耐震診断及び耐震改修設計を実施する技術者に関する情報提供

#### (2)専門技術者の紹介体制の整備

大分県では、「住宅耐震化総合支援事業」の推進を目的として、建築士を対象に「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」を開催し、耐震診断講習受講登録証を交付するとともに、受講登録者名簿に登録を行っています。

別府市ではこの受講登録者名簿を相談窓口を設置し、閲覧できる環境とします。

### 3-4 建築物に係る被害等の減災対策

#### (1)ブロック塀の安全対策の推進

地震によりブロック塀が倒壊した場合には、通行の安全性の問題のみでなく、避難路の閉塞により、円滑な避難や救助活動等に支障をきたすことになります。

平成30年の大阪府北部地震のブロック塀倒壊による被害事例をみても、ブロック塀の安全性の確保は重要であるため、以下について重点的に取組を行います。

##### ① 啓発活動

既存のブロック塀については、建築基準法への適合以外に、ひび割れや傾斜などの経年劣化についても点検を行う必要があります。

別府市では平成30年の大阪府北部地震後、市内のブロック塀の所有者・管理者に注意喚起を行いました。

また、国土交通省より示された「ブロック塀の点検のチェックポイント」を別府市のホームページに掲載し、ブロック塀の点検について周知徹底に努めています。

**ブロック塀の点検のチェックポイント**

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。  
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか  
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か  
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)  
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか  
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か  
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか  
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。  
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

種成造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改

## ② 危険なブロック塀の除却費用に対する補助

平成30年よりブロック塀の除却事業補助金制度を開始しています。

制度内容は以下のようになっています。

補助対象となるもの:コンクリートブロック造、石造、レンガ造、その他組石造による塀

補助要件:次の(1)～(4)の全てに該当し、別府市が危険であると確認したブロック塀等

- (1) 道路(建築基準法第42条に規定する道路)に面すること
- (2) 高さが1m以上あること
- (3) ひび割れまたは傾きが認められること
- (4) 建築基準法第44条第1項(道路内の建築制限)の規定に違反していないこと

補助対象者:別府市にブロック塀を所有・管理する者で除却を行うもの

※地方公共団体や一度補助金を使用した方、工事を既に終えている方は除く

補助金額:除却費用の1/2以内(上限7万円:千円未満切り捨て)

## (2)落下事故防止対策の推進

民間施設所有者には、窓ガラス、外壁タイル、看板及び特定天井の落下による地震被害の防止対策として、法第12条に基づく建築物の定期検査報告提出時等において、適切な助言や指導を行います。

また、特定天井等の地震により脱落から危害を生じる市有施設に関しては、関係部局と連携し、落下防止措置を促進します。

### (3)エレベータの地震対策の推進

エレベータは過去の事例を踏まえ、下記の事項について重点的に地震対策の取り組みを行うと共に、所有者や管理者への啓発活動を行います。

- ① かご及び釣合おもりがガイドレールから外れることを防止する措置
- ② ロープが滑車から外れることを防止する措置
- ③ 釣合おもりが脱落することを防止する措置
- ④ かご及び主要な支持部分の耐震計算
- ⑤ 駆動装置・制御器が地震の振動により転倒又は移動しないようにする措置
- ⑥ 地震時管制運転措置の設置

### (4)建築設備(昇降機以外)の転倒防止及び機能強化に係る啓発

建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1388号(平成24年国土交通省告示第1477号に改正))に基づき、所有者等に対して、電気給湯器、プロパンガス、高架水槽、貯水槽等の建築設備の転倒防止の必要性について、啓発とともに、改善指導等を行います。

### (5)宅地の安全性を確保するための支援

大規模地震における液状化や崖崩れ等の発生により、大きな被害が生じるおそれのある宅地に存在する宅地の所有者等に対して、迅速な避難を行うために必要となる情報の周知を図ります。

周知に伴い、居住に不安を感じる所有者等に対しては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」による補助を通じて、安全な宅地への移転を支援します。

### (6)住宅屋根の強風対策の普及・啓発

住宅の所有者等に対して、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法(昭和46年建設省告示第109号(令和2年国土交通省告示第1435号に改正))の改正情報の周知を図ります。

### (7)家具等の転倒防止及び生存空間の確保に係る啓発

家具等の転倒による接触事故や避難経路の閉塞を抑制するため、所有者等に対して、内部の落下物の確認を行い、家具を固定するなど、すぐに取り組むことができる身近な安全対策を推進するための啓発を行います。

## 第4章 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等

### 4-1 指導・助言の方法

法第15条第2項に規定される特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修に係る相談に随時対応し、耐震化に係る指導及び助言を行います。

### 4-2 指示の方法

特定既存耐震不適格建築物のうち必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認める所有者に対して、緊急性等を判断した上で、書面により法第15条2項の規定に基づき指示を行います。

### 4-3 公表の方法

上記指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、必要に応じてその旨をホームページへの掲載等により公表します。

なお、当該所有者が指示を受けて直ちにその内容を実施しない場合であっても耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、その計画が確実に実施される見込みがある場合においては、その計画内容等を考慮した上で公表の判断を行います。

### 4-4 報告・検査等の方法

指示又は公表を行うに際し、必要があると認める場合には、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、当該建築物の地震に対する安全性に係る事項を報告させ、又は職員が立ち入り検査を行います。

### 4-5 勧告又は命令の方法(建築基準法)

公表を行ったにも係わらず、特定既存耐震不適格建築物の所有者が耐震改修を行わない場合に、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険である又は危険となるおそれがあると認められる場合には、必要に応じて建築基準法第10条第1項の規定に基づく勧告、同条第2項又は第3項の規定に基づく命令を行います。



## 参考資料

### ①建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

#### (抜粋)

##### 第一章総則

##### (目的)

**第一条** この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

##### (定義)

**第二条** この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

**2** この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

**3** この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

##### (国、地方公共団体及び国民の努力義務)

**第三条** 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**2** 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

**3** 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

**4** 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

#### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

##### (基本方針)

**第四条** 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

**2** 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

- 第六条** 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

### 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

**第七条** 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

**第八条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負

担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

**第九条** 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

**第十条** 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

**2** 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

**第十一条** 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

**第十二条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

**2** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

**3** 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

**第十三条** 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

**第十四条** 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物  
(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

**第十五条** 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又

はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
  - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
  - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

## ②建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）

### （抜粋）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

**第一条** 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項 の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号 に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項 の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項 の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号 に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

**第二条** 法第五条第三項第一号 の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号 に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号 に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項 に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第一百四十九号）第二条第三項 に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項 に規定する水道事業又は同条第四項 に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号 に規定する公共下水道又は同条第四号 に規定する流域下水道の用に供する施設



- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項 に規定する熱供給事業の用に供する施設
  - 九 火葬場
  - 十 汚物処理場
  - 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項 に規定するごみ処理施設
  - 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
  - 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
  - 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項 に規定する軌道の用に供する施設
  - 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
  - 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
  - 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
  - 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
  - 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設
  - 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
  - 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
  - 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの  
(耐震不明建築物の要件)
- 第三条** 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。
- 一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事  
(通行障害建築物の要件)

**第四条** 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えたものを超える建築物とする。

一 十二メートル以下の場合 六メートル

二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離  
(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

**第五条** 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

**第六条** 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号 の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

**第七条** 法第十四条第二号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第二条第七項 に規定する危険物(石油類を除く。)
- 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法(昭和三十五年法律第三百三十三号)第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)

2 法第十四条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
  - 四 集会場又は公会堂
  - 五 展示場
  - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 七 ホテル又は旅館
  - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 九 博物館、美術館又は図書館
  - 十 遊技場
  - 十一 公衆浴場
  - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
  - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
  - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
  - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 床面積の合計二千平方メートル
  - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
  - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
  - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。
- (特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)
- 第九条** 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有

者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。